

平成30年度事業報告

I 協会の活動

1. 事業活動

(1) 事業活動を巡る状況

【建設産業の状況と品確法の改正】

建設産業は、交通基盤等の整備を通じて、わが国の経済成長を支えるとともに、インフラの老朽化への対応、さらには、災害時の応急対応など、国民生活の安全・安心を支えるなどの役割を担う重要な産業です。

しかしながら、建設産業の就業者は、ここ二十年ほど減少傾向が続くとともに高齢化が進んでいます。将来の担い手不足の状況にあり、地域の建設産業が維持できず、施設の維持管理や災害時の対応に支障が出るおそれがあります。

このような中、平成26年に品確法が改正され、法の目的に、「現在及び将来の公共工事の品質確保」「公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進」が追加されました。担い手確保が法に明記されましたが、建設業界全体が担い手確保には苦心しています。

【近年の景気動向】

近年は、五輪関連施設の整備など大規模インフラ投資によって、建設業の景気は良いように思われがちですが、大手と中小、中央と地方の建設会社では業績に大きな格差があります。直轄の港湾事業に絞っても、発注総額に対する会員企業の元請受注率は近年減少の一途をたどっており、会員企業の経営環境が好転しているとは言い難い状況です。

地方では大規模プロジェクトが少なく、また、地方の建設会社（特に中小）は社員の採用に苦戦していることから、一定の手持ち工事を抱えると新規の受注を控えざるを得ず、経営・担い手の両面で格差が拡大しているといえます。

【労働基準法の改正・出入国管理及び難民認定法の改正】

そのような中、時間外勤務の上限規制を柱とする、労働基準法が昨年6月に改正されました。時間外勤務の上限規制は本年4月1日より適用され、建設業においては、施行後5年後（令和6年4月1日）に罰則の適用も含めて適用されることとなります。

さらに、不足する労働力を補うため、昨年12月には出入国管理及び難民認定法の改正が行われ、担い手確保が困難な職種において、新たな仕組みで外国人材の受け入れを行うこととされました。建設分野においては、型枠や鉄筋など技能実習生を多く受け入れてきた職種において、今年度より新たな制度での受け入れが行われることとなります。

【国土交通省の担い手確保策（建設産業政策）】

品確法の改正を契機に、国土交通省は担い手確保策に注力してきました。特に、一昨年には「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」を発表し、建設産業の魅力を高める様々な取組を行ってきました。

しかしながら、担い手確保の取組みを行ったとしても、なお労働者が不足するとして、国土交通省は、建設分野においても外国人材受入の方向に舵を切り、建設分野における外国人材受入の制度づくりを行いました。

【国土交通省港湾局の施策展開】

国土交通省港湾局においては、各種試行工事のメニューを揃え、入札時の総合評価における加点や工事成績点における加点を通じ、業界の「働き方改革」「担い手確保」を促しています。「働き方改革」という観点では、工期の遵守が休日取得の課題になっているため、「工程提示型」「荒天リスク精算型」「休日確保評価型」の試行工事を通じて改善策の検討がなされています。

週休2日の推進など休日確保は、世の中の要請ですが、天候に左右され工期の遵守が求められる現場の実態を見れば、解決すべき課題が多いと思料され、受発注者双方が連携して取り組むことが必要です。

当協会としてもこのような動きに対して、常任委員会・同幹事会を中心に当局との意見交換を行い、会員の意見を発注官庁に理解してもらう協会活動を展開してきました。

(2) アンケート調査の実施

要望活動の内容を検討するため、また、協会活動に活かすため、アンケート調査を行いました。まず、29年度要望の実現状況の評価をまとめるとともに、項目ごとに「継続して要望」などの対応案を示し、アンケート調査に結びました。

アンケート調査は、自由に意見を書いてもらう項目と、具体的な課題に対し実態や意見を記入する項目の2つを設け、回答しやすいよう心がけました。回答期限は8月27日とし本部にメールで回答していただきました。

回答状況は42%と低めでしたが、会員企業の課題をある程度捉えることができたと思います。なお、とりまとめ結果については、協会HP（会員専用ページ）に掲載しました。

(3) 要望活動

会員各位が抱える問題を改善するため、平成30年11月7日に港湾局長要望を行いました。

平成30年度は、「港湾関係予算の確保」「入札契約制度の改革」「作業船の保有及び代替建造に対する支援」「海上工事における働き方改革と担い手確保」

の4項目を要望しました。

要望会において、特に、強調したのは、作業船保有業者の評価です。作業船保有業者は、工事を受注しその代金を得て、作業船の維持・更新に充てており、持続的に活動できるように作業船を保有していることを評価して欲しい、と要望しました。また、「働き方改革」では、受発注者双方が制度の改善に向けた対応が必要であることを訴えました。

なお、この項目は、各支部が行った地整との意見交換会でも、本部より要望・説明しました。

平成30年度 国土交通省港湾局長要望事項

- | |
|---|
| <p>I. 港湾関係予算の確保について</p> <p>II. 入札契約制度の改革について</p> <p>1. 地域の守り手である作業船保有業者が元請受注できる機会の確保</p> <p>(1) 総合評価制度における作業船及び登録海上起重基幹技能者の評価</p> <p>(2) Aランク中小企業の元請受注の確保</p> <p>(3) 地元業者向けの工事量の確保</p> <p>(4) 適切な入札価格設定のための地方公共団体との連携強化</p> <p>2. 下請価格の適正化</p> <p>(1) 低入札価格調査基準価格の再引き上げ</p> <p>(2) 適正な下請価格実現への取り組み</p> <p>III. 作業船の保有及び代替建造に対する支援について</p> <p>1. 作業船を保有する上での負担軽減</p> <p>(1) 固定資産税等の軽減</p> <p>(2) 作業船係留施設の確保</p> <p>2. 作業船代替建造の支援</p> <p>(1) 融資制度の整備</p> <p>(2) 港湾建設投資の中長期見通しの提示</p> <p>IV. 海上工事における働き方改革と担い手確保について</p> <p>1. 試行工事の目的と海上工事システムの改善</p> <p>2. 当局の取組（各種試行）に対する要望</p> |
|---|

国土交通省港湾局からは、以下の回答がありました。

港湾関係予算の確保等

- ・6年連続で前年度を上回っている。来年度は1.19倍の要望額である。
- ・重要インフラの緊急点検を行っており、今後3年間で、集中対策を行うので強靱

化の予算が増えるはず。

- ・オリンピック関連の投資が一段落し、地域偏重が改善されるのではないかと。

総合評価における作業船及び登録海上起重基幹技能者の評価

- ・総合評価の配点は、各地整がバランスを考え設定しているが、いただいた意見を踏まえ、検討していきたい。
- ・登録基幹技能者の加点評価は、全ての地方整備局で行っており、引き続き取り組む。

Aランク中小企業の元請受注機会の確保

- ・地整に対し、前年度を上回るよう指導しており、30年度は高まると思われる。引き続き、取り組んでいきたい。

地元業者向けの工事量の確保

- ・地整に対し、工事量の確保を指示しており、前年度を上回る計画が出ている。
- ・作業船の保有を地域精通度として評価している。
- ・平準化国債や当初ゼロ国債を活用し発注時期の平準化を行う。また、毎月の発注予定情報の更新を行っている。

適切な入札価格設定のための地方公共団体との連携強化

- ・本省での会議や地方ブロックごとの土木部長会議等を活用し、回航費の片道問題の改善を促している。

低入札価格調査基準価格の再引き上げ

- ・会計法で、国交大臣と財務大臣の協議で定めるもので、難しい状況。国土交通省全体で対応していきたい。

適正な下請価格実現への取組

- ・適正な単価が支払われないと労務単価も上がらない。
- ・引き続き「三者連絡会」の積極的な開催により「建設業法令遵守ガイドライン」を周知するが、下請からも主張をお願いしたい。埋浚協でも周知していると聞いている。

作業船の保有上の負担軽減

- ・圧縮記帳は、29～31年度まで適用であり、更なる延長にむけて、来年度はしっかり対応していきたい。
- ・固定資産税は、「船舶の固定資産税軽減は検査費用があるため、非自航船にはそれがない」というのが税務当局の理屈である。他の理由があれば検討していきたい。
- ・作業船の係留場所は、地域ごとに事情が異なる、と思っている。港湾管理者との会議で問題提起しながら、対応に向けて検討していきたい。

作業船の代替建造支援

- ・「環境エネルギー対策資金」のほかに融資制度がないか、常にアンテナを張っていきたい。

- ・建設投資の中長期見通しは、現在、各地方整備局が事業計画を示している、と認識している。
- ・県レベルで強靱化計画を示しており、なるべく、情報提供できるように働きかけたい。

試行工事の目的と海上工事システムの改善

- ・「適切な発注時期」は、平準化国債や当初ゼロ国債を活用し、引き続き工事が集中する山を崩していきたい。
- ・「適正な工期」は、工程提示型により、受発注者の共通認識の上で進めることが重要。地整を引き続き指導していく。
- ・「週休2日の費用」は、海上工事はすでに供用係数に含まれ、陸上工事は補正しているが、実態調査により更なる改善に努めていきたい。

「働き方改革」に関する当局の取組に対する要望

- ・工程提示型のさらなる活用については、地整の意見や他の団体の要望も聞いて考えたい。
- ・荒天リスク精算型は、より良い運用をしていきたいので、ご意見をお願いしたい。
- ・休日確保評価型は、今年度からの取組であり、様々なご意見をお願いしたい。

その後の意見交換において、あらためて、入札契約制度の改革における「総合評価における作業船評価」と働き方改革における「試行工事の目的と海上工事システムの維持」の趣旨について補足説明を行い、意見交換を行いました。

(4) 船舶作業員の斡旋事業

当協会が事業主団体となって、構成員である会員会社が作業員を他の会員会社に融通（送出）することができる「建設業務労働者就業機会確保事業」を、平成24年10月1日より運用しています。建設作業員の人材派遣は法的に禁止されていますが、本事業によれば作業員を他社に融通することが可能になります。

本斡旋事業をより効果的に運用するためには、構成事業主を増やす必要がありますが、30年度は「送出事業主」が1社減ってしまいました。

なお、平成30年度は「送出事業主」と「受入事業主」とのそれぞれ2社間で12件延べ21人の融通がありました。

また、30年度は、当協会が「建設業務労働者就業機会確保事業」の事業主団体として計画の変更の認定を受ける時期に当たりましたが、10月に厚生労働省より認定書をいただきました。加えて、8月には、会員企業を対象とし、送出又は受入を行う社に義務付けられた雇用管理責任者講習会を開催し、会員企業21社26名と協会職員3名が受講しました。

【送出事業主会社】 4社

・松浦企業(株) ・高砂建設(株) ・新潟建工(株) ・(株)マリン興業

【受入事業主会社】 15社

・松浦企業(株) ・高砂建設(株) ・(株)古川組 ・新潟建工(株)
・(株)細川産業 ・宮城建設(株) ・(株)谷村建設 ・(株)本間組
・加賀建設(株) ・日本海建設(株) ・大旺新洋(株) ・(株)濱谷建設
・(株)マリン興業 ・(株)青木組 ・青木マリーン(株)

(5) プッシャーバージに係わる安全規制への対応

当該規制は、昨年7月31日まで適用が猶予されてきましたが、期限を迎え施行されました。海事局は、一昨年12月に事業者向けのリーフレットや資料を作成し、地方運輸局から事業者へ配布したが、当協会は、この資料を早期に入手して支部に展開するとともに、押土船協会と共同で昨年2月に海事局資料の解説をQ&A形式で作成し、協会HP（会員専用ページ）に掲載しました。なお、支部総会で「本部活動報告」の時間をいただき、本件を周知しました。

また、会員からの質問や意見を受け、海事局と協議をするとともに、その結果を踏まえた「Q&A」の更新を、6月と12月に行いました。

(6) 建設キャリアアップシステムへの対応

国土交通省は、建設技能労働者の保有する資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築を進めています。昨年4月から、技能者登録と事業者登録が開始され、本年4月からシステム運用開始となっています。

当協会は、システム登録の判断は個々の会員に任せるべきものとし、昨年度に引き続き、情報を入手し支部や会員に展開しました。

- 1) 昨年6月21日に行われた、業界団体向けの説明会に本部が出席
- 2) 昨年7月～9月にかけて行われた地方における説明会に支部が出席
- 3) 本年2月～3月にかけて行われた地方における「直前」説明会に、本部・支部が出席
- 4) (一財)建設業振興基金が作成した「建設キャリアアップシステム通信」を協会HP（会員専用ページ）掲載

(7) 港湾におけるICT導入への対応

国土交通省港湾局は、「港湾におけるICT導入検討委員会」を設置し、関係者から意見を聴取しながら、港湾工事におけるICTの導入を進めています。

浚渫工に引き続き、平成30年度は、基礎工・ブロック据付工の試行工事が実施され、基準類の素案が整備されています。

当協会では、昨年度の施工WGの設置を契機に、技術委員会で対応することとし、7月には技術委員会を開催して港湾ICTに関して情報共有するとともに、国土交通省港湾局から求められた事項（CIMの実施方針等）について意見を述べてまいりました。

(8) 外国人材受入問題に対する対応

政府は、不足する労働力を補うため、出入国管理及び難民認定法の改正を行い、担い手確保が困難な職種において、新たな制度で外国人材の受け入れを行うこととしました。建設分野においても、型枠・鉄筋などの11職種は、新たな仕組みでの受け入れが行われることとなります。

当協会は、まだ、外国人材を受入れることとしていませんが、国土交通省の会議等に参加し他の協会とも連携して情報収集し、支部長会・常任委員会メンバーに報告しました。今後は、会員の意見を聞きながら、協会としての対応を検討する必要があります。

【参考】建設分野における外国人材の受入制度の概要（国土交通省の通知を基に作成）

○建設分野においては、今後5年間で4万人を上限に受入

○資格概要

名称	技能レベル	在留期間	技能レベル確認の試験等
特定技能 1号	その分野の相当程度の知識 又は経験を有する技能	最長5年	技能検定3級程度の試験 日本語能力試験
特定技能 2号	その分野の熟練した技能	無制限	技能検定1級程度の試験 「班長」の実務経験

※特定技能1号試験は、国土交通大臣が認める業界団体が、原則、海外で実施する

○受入企業は受入計画を作成し、国土交通大臣による審査に適合すること

○受入企業には、以下に示す条件が課される

- ・同等の技能を有する日本人と同等額以上で安定的な賃金の支払い
- ・契約上の重要事項の書面（母国語）での説明
- ・受入企業や外国人材の建設キャリアアップシステムへの登録
- ・元請企業による指導の受入
- ・専門工事業団体により構成される団体への加入と行動規範の遵守
- ・国が委託する第三者機関による調査、巡回指導の受入

等

(9) 他機関への協力等

当協会は、従前より、他機関等が行う技術・施工調査等の委員会に委員の推薦を行うと共に、地方公共団体が実施する大規模海上工事に対して当協会が有する海上施工技術情報の提供を行なっています。

平成30年度は、以下の委員会に委員として参画しました。

1) 港湾におけるICT導入検討委員会〈(一財)港湾空港総合技術センター〉

同 施工WG

2) 海上工事施工管理技術者認定制度試験委員会〈同上〉

また、(一財)港湾空港総合技術センターから依頼を受け、以下の研修会で「最近の作業船の動向」等について説明しました。

1) 積算高度化研修(本部)

2) 後期技術支援業務研修(関東支部)

(10) その他(情報公開・講演会の開催)の取り組み

1) 情報公開

協会の事業活動報告、収支予算書、決算書、財務諸表等をホームページ上に公開しております。

2) 講演会等の開催

本部の理事会及び総会開催時に合わせ、国土交通省から講師を招き、港湾行政に関する講演会を開催しました。

2. 調査研究等

(1) 自主事業

厳しい気象・海象条件など危険要因の高い海上作業にあつて、工事を円滑、確実に実施していくための安全確保対策は、協会活動の重要課題と位置づけて取り組んでおります。

①安全パトロールの実施

安全対策委員会では、平成31年1月16日に佐世保港浦頭地区岸壁(-10m)杭打工事の杭打船上において安全パトロールを実施しました。

②安全啓蒙ポスターの配布

安全対策委員会では、作業船による海上工事の安全確保のため、安全啓蒙ポスターを作成し会員各社及び関係官公庁に配布・掲示し周知を図りました。

③「作業船団の運航に伴う環境保全対策マニュアル」(改訂版)の発行

一昨年度から、安全対策委員会が改訂作業を行い、昨年5月に改訂版を発行しました。

④鋼橋海上（水上）架設工事マニュアル（積算編）の改訂

本マニュアルは、当協会が（一社）日本橋梁建設協会と共同して作成したものです。平成24年に（一財）港湾空港総合技術センターの「港湾空港新技術・新工法積算基準ライブラリー」に掲載されたものの「案」に留まっております。昨年度は、正式掲載を目指して、ライブラリーの発行機関である（一財）港湾空港総合技術センターと協議しました。

⑤「作業船団安全運航指針」の改訂

本指針は、平成20年度に改訂版を発行しました。改訂版発行から既に10年以上が経過し、その間、関係法令も大きく改正されたことから、改訂作業に着手しました。

（2）受託事業

当協会の設立以来研鑽を重ねて来ました海上起重技術の調査研究は、各方面から高く評価されております。平成30年度は、（一財）港湾空港総合技術センターから「作業船在場調査業務」、国土交通省関東地方整備局港湾空港部から「作業船の運航における環境保全検討業務」を受託し、調査を行いました。

3. 資格認定事業

（1）海上起重作業管理技士資格の認定

平成30年度の海上起重作業管理技士技術講習・認定試験は、9、10月に東京及び大阪会場において実施し、88名を海上起重作業管理技士として新たに認定しました。これにより平成3年の制度創設以来、28年間の資格認定者は、5,597名となりました。

（2）登録海上起重基幹技能者資格の認定

当協会は平成20年9月に、国土交通大臣より建設業法施行規則第18条に規定する「登録海上起重基幹技能者講習実施機関」としての認可を得て、同年度より講習・試験を実施してきています。平成30年度は、東京、大阪の2会場で実施し、95名を「登録海上起重基幹技能者」として認定しました。これにより11年間での認定者の総数は、1,414名となりました。

認定者には基幹技能者としての意識の向上と責任感を自覚していただくため、「ステッカー」と「腕章」を配布しました。

なお、港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局）には、船団長の配置が義務づけられ、「登録海上起重基幹技能者については、船団長要件を有する者とみなす」、とされています。

（３）両資格の更新講習

平成30年中に両資格の有効期限を迎える者を対象に、更新講習を実施しました。更新講習は、9～11月にかけて、東京、神戸、福岡、札幌の4会場で行い、「海上起重作業管理技士」は150名、「登録海上起重基幹技能者」は202名が、資格者証の更新を行いました。

なお、受講忘れを防ぐよう、講習会等において注意喚起をしました。

（４）基幹技能者制度推進協議会への参画等

基幹技能者制度推進協議会は、基幹技能者資格を整備・運営する資格制度運営団体が、情報交換や協議を通じて制度の適正な運営と基幹技能者の一層の周知・活用を推進するための協議会で、当協会も平成21年度より加盟しています。

（５）登録海上起重基幹技能者の主任技術者要件について

国土交通省は、建設業法施行規則を改正し、登録基幹技能者を主任技術者要件を満たす者に位置づけました。これにより、しゅんせつ工事業として登録海上起重基幹技能者の資格を有する者は、10年以上の実務経験があれば、主任技術者要件をみたす者と認定されます。

当協会は、資格を有する者に対して通知を発出し、申請があった者の経歴を確認の上、新たな講習修了証を交付しました。

（６）講習実施機関の更新認可

登録基幹技能者は国土交通省の登録資格です。30年度は、当協会が講習実施機関として適切か「審査」を受ける時期に当たりましたが、8月に国土交通省より更新の「認可」をいただきました。

（７）講習テキストの更新

当協会は、両資格の講習テキストを作成しています。現在のテキストは、平成26年度版であり、作成後4年経過したことから昨年6月より改訂作業に着手しました。令和元年度の講習会からの使用を目指しています。

4. 広報活動

（１）海技協会報や事業関係等資料の発刊、配付

「海技協会報」（マリン・プロフェッショナル）は、平成30年4月号（NO. 127）から平成31年1月号（NO. 130）まで四半期毎に発行し、会員各社、関係官公庁、関係団体に配布しました。

また、協会の活動状況を広く理解いただくための資料として、「会員名簿」、パンフレット「海技協案内」、「海技協・事業活動概要」を作成し、広報活動や要望活動に活用しました。

（2）ホームページによる広報と会員専用ページの運営

当協会では、ホームページを設けて、協会の概要である「海技協とは」をはじめ、事業概要、定期刊行物、認定試験・講習会情報などを掲載し、会員のみならず一般の方に広くお知らせしています。

また、会員への情報提供を迅速に行うため、協会ホームページに会員専用ページを設けています。情報は、関係所管省庁からの通達等、協会活動報告及び協会からのお知らせを、平成30年度には50件を掲載しました。

（3）支部総会等を活用した本部活動報告

会員企業が一堂に集まる支部総会等で時間をいただき、その時の最近の話題について、周知・依頼・報告・注意喚起しました。なお、説明資料は、協会HP（会員専用ページ）に掲載しました。

5. 会員関係者の表彰等について

当協会に係わる平成30年度の表彰等受賞者は、次のとおりでした。

1) 藍綬褒章（30年春）

清原 生郎 氏 関門港湾建設(株) 代表取締役

2) 国土交通大臣表彰

千葉 栄樹 氏 門田建設(株) 技術員

3) 北海道開発局長表彰

濱谷 美津男 氏 (株)濱谷建設 代表取締役社長

宮原 文憲 氏 (株)宮原組 代表取締役

4) 東北地方整備局長表彰

松館 安隆 氏 (株)細川産業 船員

5) 中部地方整備局長表彰

種瀬 正康 氏 (株)種瀬組 代表取締役

6) 九州地方整備局長表彰

八丸 洋一 氏 (株)植村組 工事担当課長

7) (公社)日本港湾協会 港湾功労者表彰 (※)

小林 了 氏 寄神建設㈱ 執行役員土木部長

(※) 令和元年5月22日に開催される港湾協会定時総会において表彰を受ける予定です。

6. 支部活動

平成30年度に行った主な支部活動は以下のとおりです。

(1) 支部総会

北海道支部	4月18日	札幌市
東北支部	6月14日	仙台市
関東支部	5月11日	東京都
北陸支部	6月14日	新潟市
中部支部	9月13日	静岡市
四国支部	6月 6日	高知市
九州支部	4月16日	下関市
沖縄支部	7月14日	那覇市

なお、近畿支部、中国支部は、支部総会を隔年毎に開催しています。

(2) 支部要望活動（関係官庁との意見交換会）

北海道支部	12月 7日	北海道開発局（港湾関係7団体合同）
東北支部	12月13日	東北地方整備局
関東支部	12月14日	関東地方整備局
北陸支部	12月11日	北陸地方整備局 (全浚支部との合同、日港連と同時日)
中部支部	12月 5日	中部地方整備局（全浚支部との合同）
近畿支部	12月17日	近畿地方整備局
中国支部	8月 2日	境港湾空港整備事務所
	11月22日	広島港湾空港整備事務所
九州支部	3月14日	九州地方整備局

なお、地整幹部との意見交換会のみならず、積算や現場の実施に関する実務的な課題で、地方整備局の担当者との実務者級の意見交換会を実施している支部もあります。

(3) 講習会等の実施

① 海上起重作業管理技士・登録海上起重基幹技能者の更新講習会（再掲）

更新講習会は、4支部（北海道、関東、近畿、九州支部）の全面的な実務支援の下に実施しています。

② 他協会の地方支部と合同で行った安全講習会等

各支部は、日本埋立浚渫協会等の他協会と共同して安全講習会を行い、事故防止に努めているほか、各種セミナー・講習会を共催しています。

③ 地方整備局等が行う講習会への参加

各支部は、地方整備局が行う講習会に参加しました。

(4) 防災協定に基づく訓練への参加や防災資機材（作業船等）の報告など

各支部は、地方整備局、管内の港湾管理者及び港湾関係団体と包括災害協定を締結し、非常事態に備えています。

今年度は、現地の防災訓練として、北海道支部が10月に小樽港で、東北支部が11月に酒田港で、中部支部が11月に四日市港で行われた大規模地震・津波防災訓練に参加しました。

また、各支部は、包括災害協定に基づき、災害時に使用可能な作業船の報告を行うほか、机上訓練の実施、災害協定及び防災時の対応計画の運用の協議・意見交換を行っています。

注) 東北支部：酒田港の訓練は、当日中止になったものの、前日に現地で予行演習が本番と同様の手順で行われた。

(5) 防災協定に基づく災害対応

去年は、大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振地方地震など、大きな災害が発生しました。

被災地の支部及び会員企業は、船舶が衝突して破損した関西国際空港連絡橋の撤去作業を始め、作業船等を用いて漂流コンテナの回収や港内に埋塞した流木等の除去等の災害対応を行いました。また、国や港湾管理者からの要請に応じ、施設点検やパトロールを行いました。

このように、「地域の守り手」としての役割を果たしました。

(6) 建設キャリアアップシステムの地方説明会への参加（再掲）

国土交通省の各地整等は、全国各地で協会の支部向けの説明会を開催しました。各支部は、説明会に出席し当該システムに関する理解を深めました。

(7) その他の支部活動

- ① 支部内の会員同士の懇談会、地方の他協会支部との会議の開催
- ② 各種表彰者の推薦
- ③ 作業船動向調査（北海道支部）
- ④ 開港150周年などの地域イベントの実行委員会への参画